

第 5 章 施策

5-1 施策展開の方向性

基本理念「海・川・山・歴史を未来へ みんなで育む 緑が息吹くまち」の実現に向けて、次の3つの方向性のもと、施策を展開していきます。緑のまちづくりにおいて、「誰が」「どの資源を」「どのように」マネジメントしていくのかを示すものとして、①まちづくりの基本的な考え方、②施策で目指す方向性についての考え方、③推進主体についての考え方に整理して、位置づけます。

どの資源を？ ▶ 緑のまちづくりにおける基本的な考え方

方向性① 海・川・山・歴史など各地域の特徴的な緑を活かす ～緑のまちづくりにおける**土壌**～

緑のまちづくりにおいて、本市がその風土として備える固有の自然や文化を十分に発揮し、魅力あるまちの環境を形成していくことを目指し、各地域の海・川・山・歴史といった資源の特徴を生かしていきます。

どのように？ ▶ 緑の施策で目指す方向性についての考え方

方向性② 多面的な機能が発揮される質の高い緑を育てる ～緑のまちづくりにおける**めぐみ**～

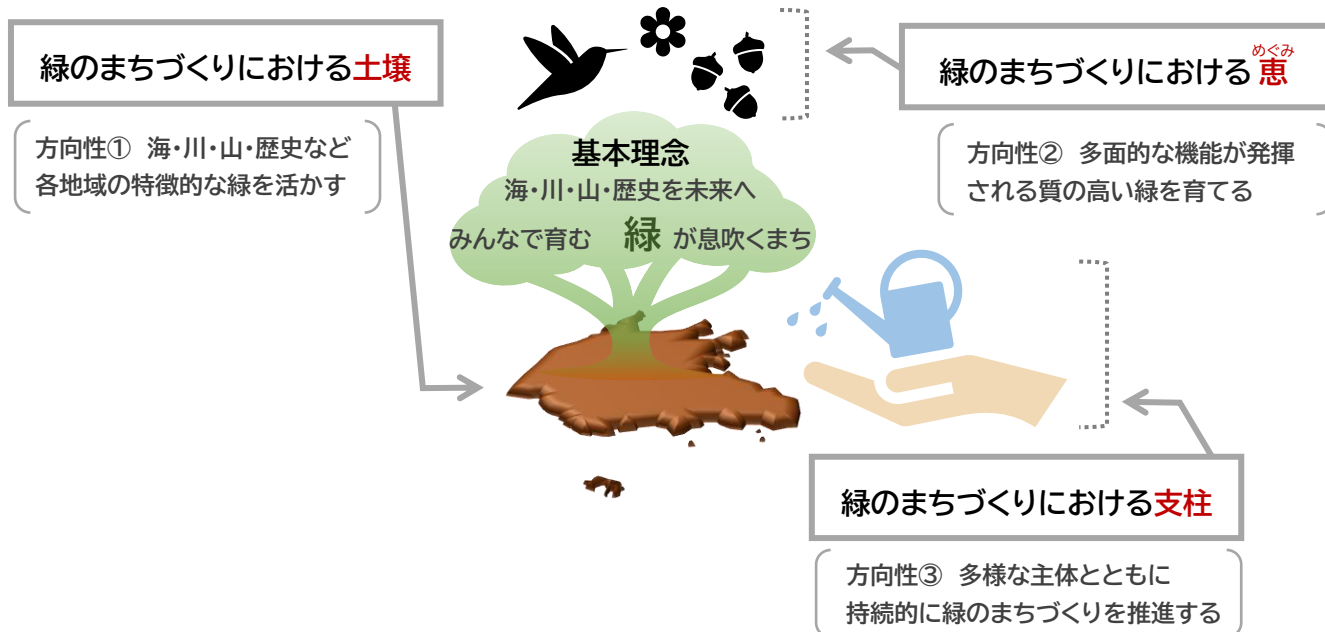
緑の施策については、緑の量を確保するだけでなく、その質の維持向上に努めます。適切に守られ、育まれた緑は、環境保全・景観形成・防災・レクリエーションなどの多面的な機能・役割を発揮し、実や花として緑をさらに豊かにします。さらに、そのような緑の環境が持続性を備える状態を“質の高い緑”と捉え、このような緑の形成を目指します。

誰が？ ▶ 緑のまちづくりを推進する主体についての考え方

方向性③ 多様な主体とともに持続的に緑のまちづくりを推進する ～緑のまちづくりにおける**支柱**～

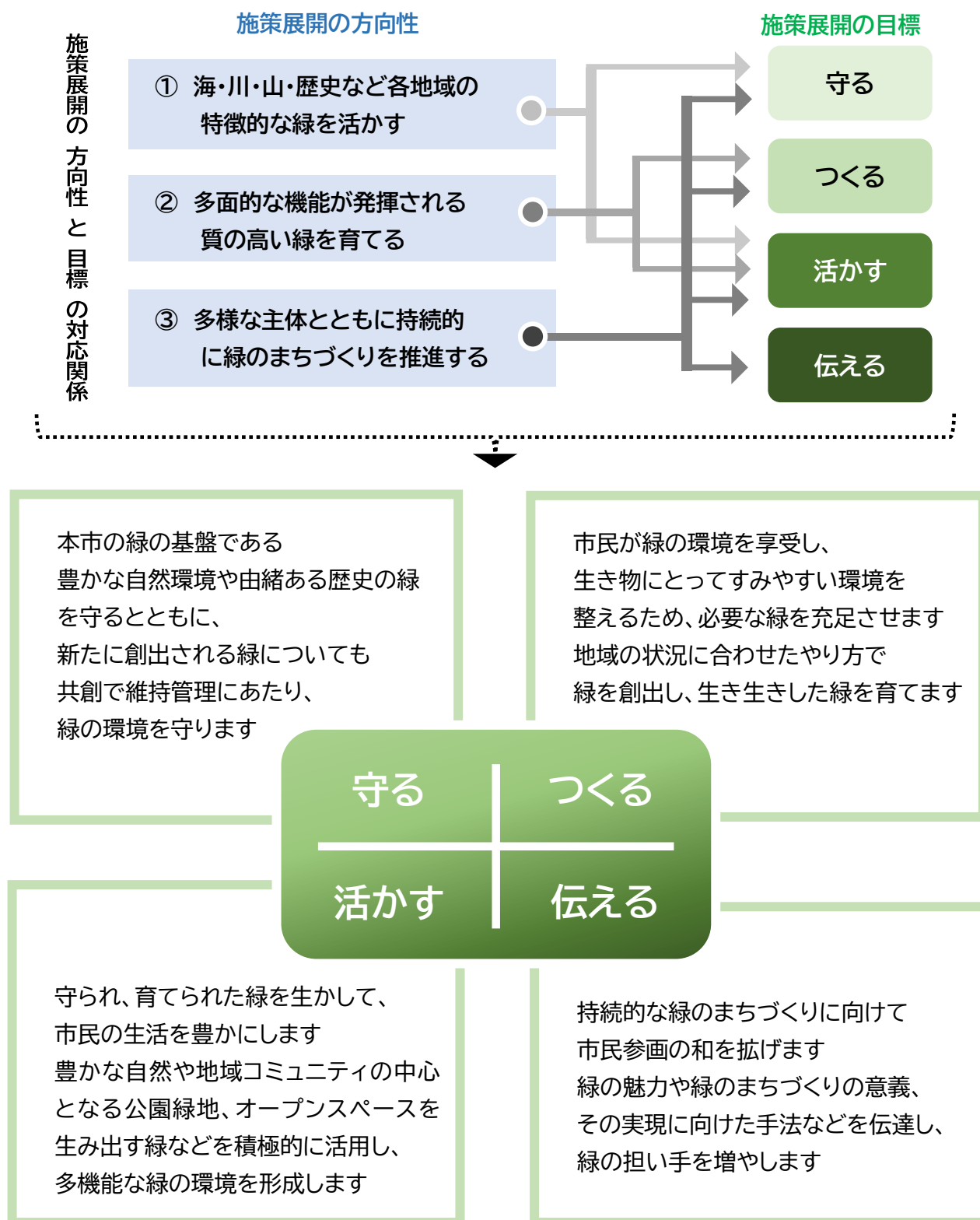
緑の所有者が各々で緑を創出・維持・活用するのではなく、多様な主体が緑のまちづくりを担うことが必要です。行政、市民、市内事業者のほか、市外で居住や活動する人・団体などが参画できるような環境の構築に向けて、施策を展開します。

< 基本理念と施策展開の方向性のイメージ >



5-2 施策展開の目標

施策展開の方向性に基づき、施策を展開していきます。施策の展開にあたっては、施策が目指す目標を「守る」「つくる」「活かす」「伝える」の4つの目標に分け、目標ごとに施策を位置づけます。



5-3 施策体系図

施策展開の目標ごとに、以下のように施策を体系化します。

各施策に紐づく具体的な取組については、次ページ以降で整理しています。

— 施策体系(概要) —

施策展開の 目標

施策

取組

(1) 守る

- ① 森林の保全
- ② 海岸の保全
- ③ 河川の保全
- ④ 農地の保全
- ⑤ 寺社や樹木など、市街地の緑の保全
- ⑥ 公園・緑地・街路樹などの適切な管理
- ⑦ 生態系の保全・再生
- ⑧ 共創での緑の維持管理を推進する環境整備



具体的な取組は
P39 以降参照

(2) つくる

- ① 水と緑のネットワークづくり
- ② 公園・緑地・街路樹などの整備
- ③ その他公有地の緑化
- ④ 民有地の緑化
- ⑤ 緑を生かした良好な景観の形成



具体的な取組は
P50 以降参照

(3) 活かす

- ① 公共空間の緑の多面的機能の活用
- ② 農地・里山などの活用促進
- ③ 特徴ある自然を生かした観光地形成



具体的な取組は
P60 以降参照

(4) 伝える

- ① 緑のまちづくりに対する意識啓発などの取組
- ② 緑のまちづくりを進める手法の周知



具体的な取組は
P65 以降参照

5-4 施策

(1) 緑を「守る」ための施策

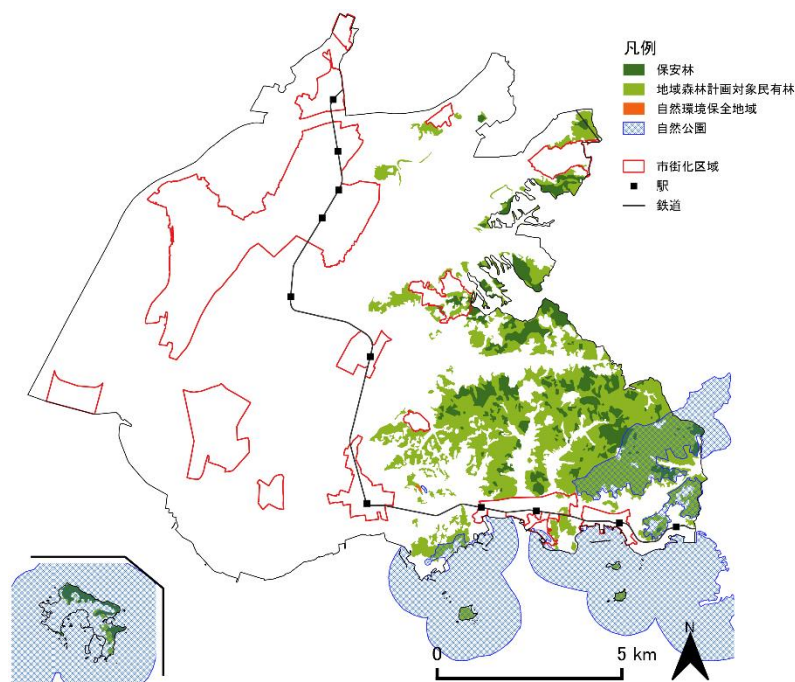
緑を「守る」ための施策一覧

① 森林の保全	①—1 法的制度などを活用した森林の保全 ①—2 市民共創による里山の保全
② 海岸の保全	②—1 生態系に配慮した海岸の保全 ②—2 法的制度などを活用した海岸の保全
③ 河川の保全	③—1 河川区域の保全による安全確保
④ 農地の保全	④—1 市街地周辺のまとまった農地の保全 ④—2 市街地内の貴重な農地の保全
⑤ 寺社や樹木など、 市街地の緑の保全	⑤—1 地域を特徴づける緑の保全
⑥ 公園・緑地・街路樹など の管理	⑥—1 公園緑地などの適切な管理 ⑥—2 街路樹・植栽の適切な管理
⑦ 生態系の保全・再生	⑦—1 関係機関と連携した生態系の保全・再生
⑧ 共創での緑の維持管理 を推進する環境整備	⑧—1 アダプトプログラムの活用推進 ⑧—2 農地の担い手確保に向けた支援

①森林の保全

①—1 法的制度などを活用した森林の保全

市東部の緑豊かな丘陵地は、愛知県広域緑地計画平成 31 年(2019 年)において県土の骨格を形成する緑地に位置づけられています。保安林、自然公園、自然環境保全地域、地域森林計画対象民有林などの各種制度については、指定を継続し、良好な自然環境を保全します。また、森林環境譲与税を活用し、森林整備や保全、木材利用促進などの取組を実施していきます。



①—2 市民共創による里山の保全

本市には、三ヶ根山をはじめ、市東部地区の里山など、地域特有の景観を形成する重要な緑地が多くあります。しかし、生活様式の変化や高齢化などにより、竹林化や里山特有の動植物の衰退などが進行し、保全・再生が急務となっています。

そのため、八ツ面山や西尾いきものふれあいの里などにおける里山保全活動を推進するとともに、里山所有者をはじめとする市民や地域との共創により、間伐や竹林整備など、里山保全活動の支援を進めます。また、グリーンインフラの視点も含め、里山の機能や役割について、啓発を行い、市民の里山に対する関心や意識を高めます。

②海岸の保全

②―1 生態系に配慮した海岸の保全

環境省自然環境局生物多様性センターでは、わが国の植生、動植物の分布、河川・湖沼、干潟、サング礁などについて基礎的な調査やモニタリングを実施しており、矢作川河口のヨシ原や一色干潟などには、三河湾の環境改善効果を有する植物生物群がみられます。

とくに一色干潟は、本市一色町から吉良町の沿岸に広がる、三河湾最大の干潟です。三河湾の生態系の保全に大きな役割を果たすとともに、その水質浄化機能は環境改善にとっても重要です。

これらの生態系の保全を図るため、河川流域の下水道整備の推進による都市環境の改善や、埋め立てなどによる改変などを抑制していきます。

■塩生植物群落・生物相

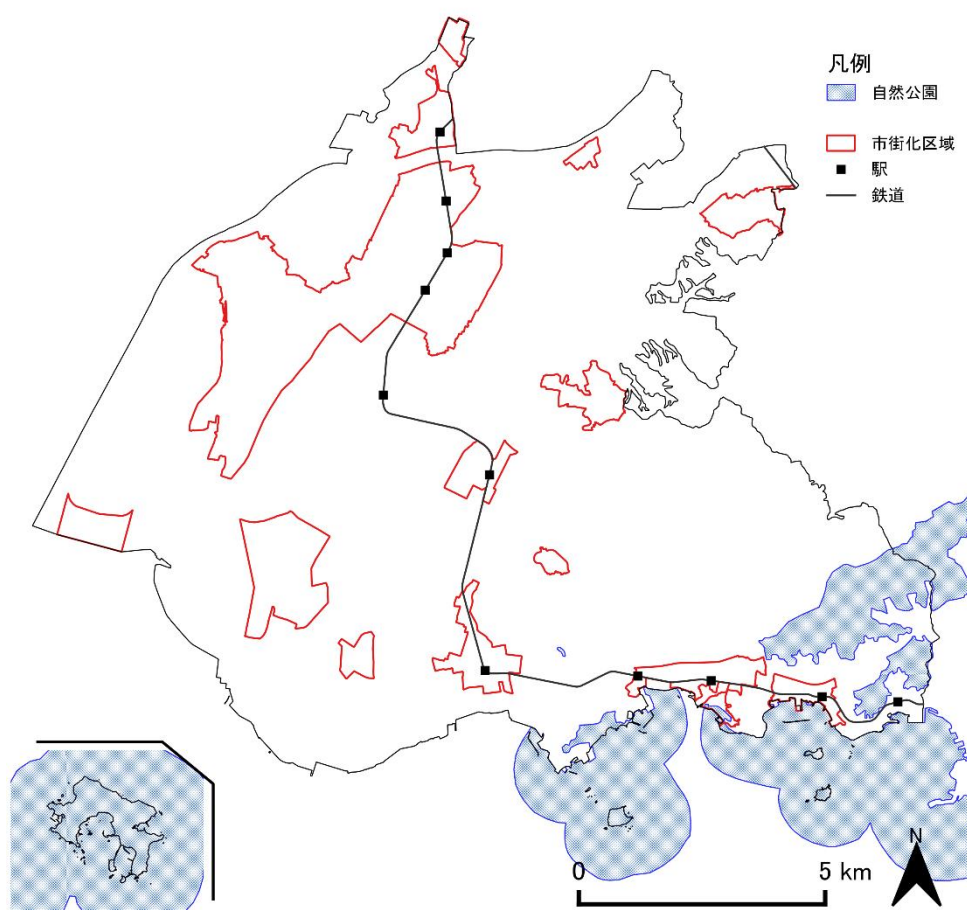
干潟の名称	干潟の面積	干潟の特徴・生物相
矢作川河口	約3ha(A 地点)	・ヨシ原には、ヨシ、シオクグ、ウラギクが生息
一色干潟	約 70ha	・アサリの潮干狩り場として、いくつかの漁協によって厳しく管理 ・アサリをはじめ、生物相は比較的豊富

環境省自然環境局生物多様性センター(平成 14 年(2002 年)調査)

②—2 法的制度などを活用した海岸の保全

三河湾国定公園は、自然公園法に基づき、愛知県知事により昭和 33 年(1958 年)に指定され、県内にある自然公園のうち最も歴史が古い自然公園です。本市域では一色町佐久島、吉良町、東幡豆町、西幡豆町などに位置し、三ヶ根山や佐久島、変化に富んだ海岸線など、優れた自然景観に恵まれ、一部は愛知こどもの国として利用されています。

国定公園の指定により、建築物の設置や土地の形状変更について、一定の行為制限がなされています。今後も、国定公園指定の継続による樹林地や海岸域の保護を図るとともに、自然環境と調和した利活用方策の検討を推進します。



③河川の保全

③—1 河川区域の保全による安全確保

矢作川・矢作古川には、広大な水辺空間として市の骨格を形成する良好な自然環境が残されており、引き続き河川区域の保全を図ります。

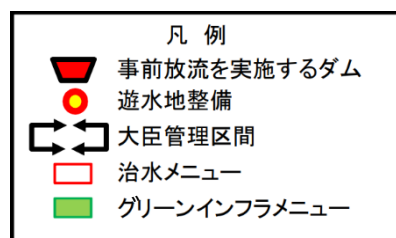
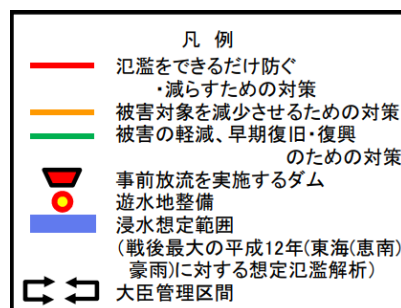
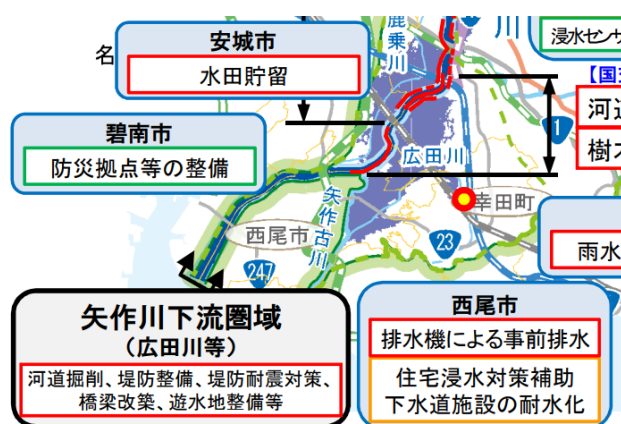
また、気候変動による水災害リスクの増大に備えるため、河川・下水道管理者などが行う治水対策に加え、あらゆる関係者が共創して、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」へ転換し、ハード・ソフト一体の事前防災対策を加速していく必要があります。

とくに矢作川は、愛知県広域緑地計画平成 31 年(2019 年)において、「水と緑のネットワークを形成する緑地」の中の「大河川のネットワーク」として位置づけられており、令和3年(2021 年)に策定した「矢作川水系流域治水プロジェクト」(矢作川流域治水協議会)と連携し、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策や、被害対象を減少させるための対策を促進していきます。

矢作川水系流域治水プロジェクト【位置図】

～日本の産業を支える「ものづくり拠点」を水害から守る流域治水対策～

※本市に関わる部分を抜粋



矢作川流域治水協議会

④農地の保全

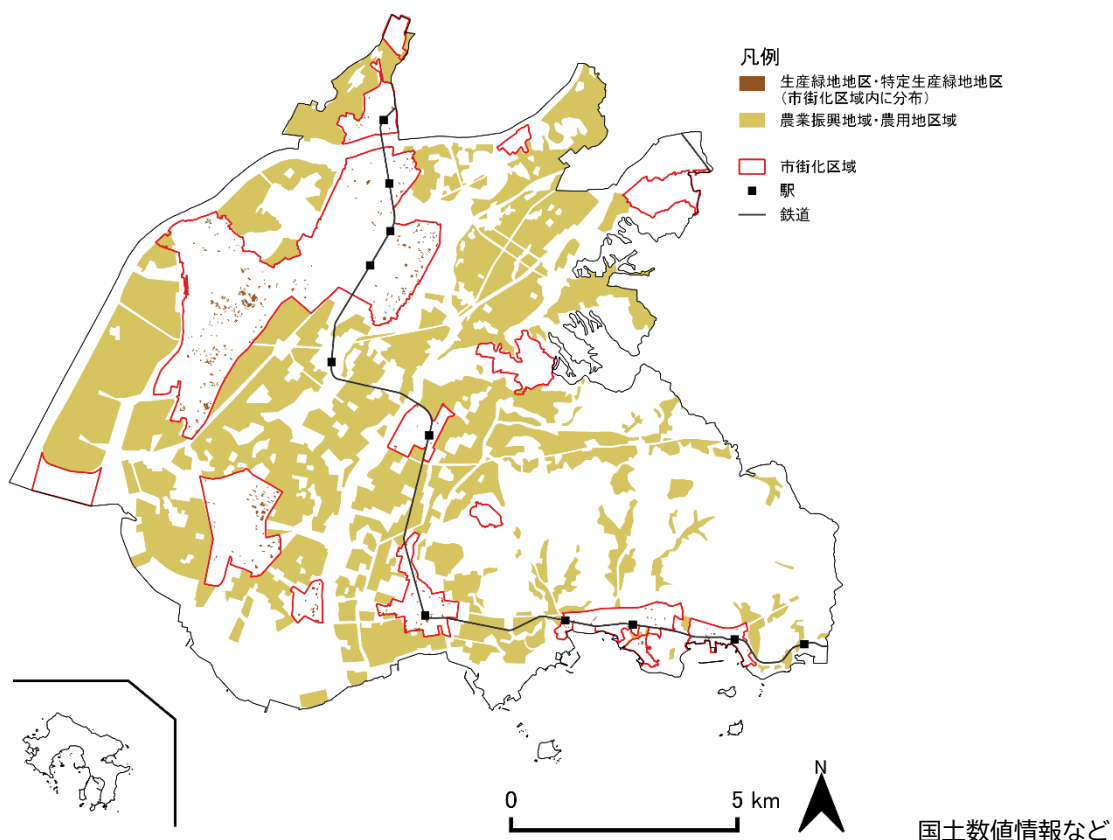
④—1 市街地周辺のまとまった農地の保全

本市の中央部から西部の矢作川左岸地域にかけては、広大な農用地が指定され、米、野菜、お茶、花きなどの生産が盛んで、県下有数の農業地帯となっています。特に抹茶は日本有数の生産量を誇り、本市の特産の1つとなっています。

これらの農用地は、食を支える貴重な緑地であるとともに、防災上の遊水機能など都市環境の保全面からも重要な緑であり、地産地消の推進による農業振興と併せて緑地の保全を図り、農業振興地域農用地の確保に努めます。

④—2 市街地内の貴重な農地の保全

市街化区域内にある都市農地は、グリーンインフラとして雨水の涵養機能や災害時の一時避難所としての役割など、市街地特有の重要な役割を担っています。生産緑地地区・特定生産緑地地区を維持するとともに、西尾市都市計画マスタープラン令和5年(2023 年)や西尾市立地適正化計画令和5年(2023 年)と連携しながら開発を誘導することで、市街地内の貴重な農空間を保全します。合わせて、愛知県都市農業振興計画平成29年(2017 年)とも連携しながら、都市農業の振興を図ります。

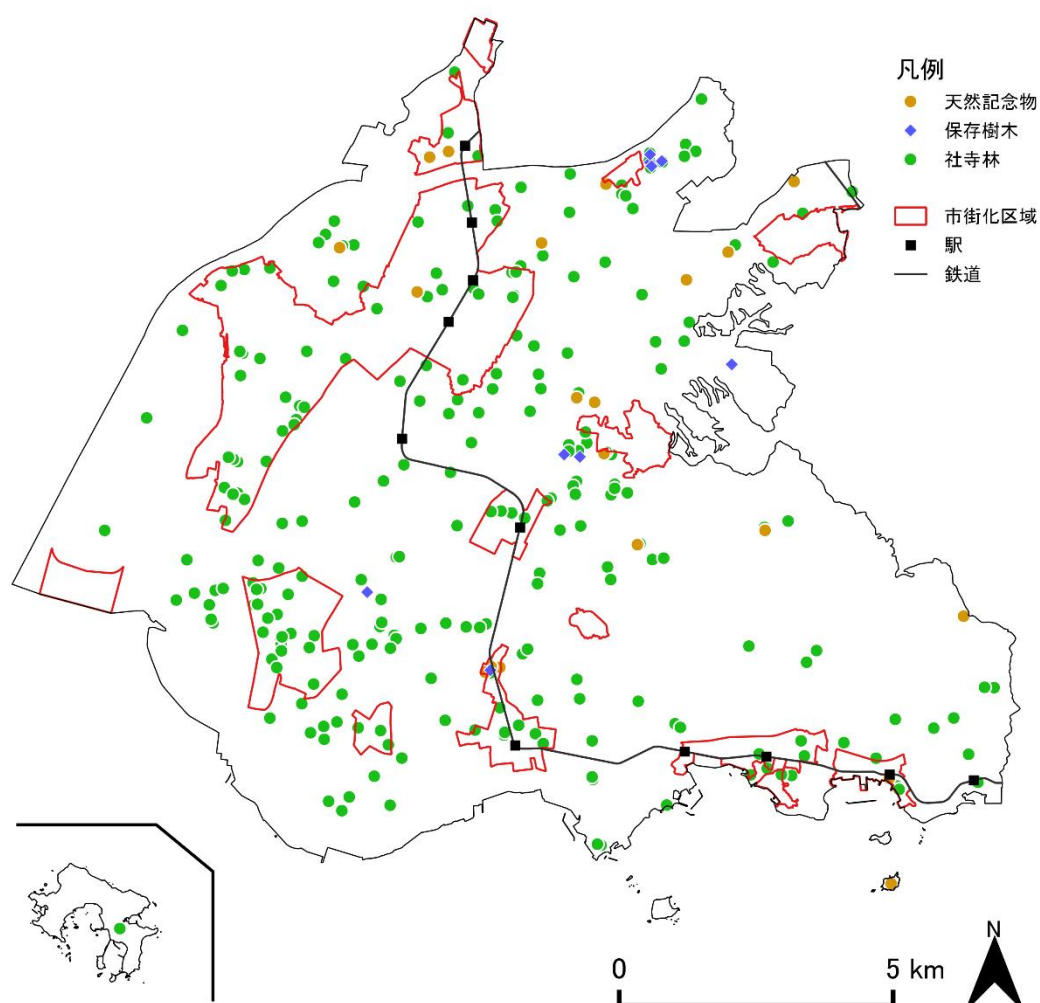


⑤寺社や樹木など、市街地の緑の保全

⑤—1 地域を特徴づける緑の保全

地域の文化と密着した歴史ある緑として、西尾城跡や金蓮寺(国宝・弥陀堂)など、社寺と一体となった緑地空間(社寺林)があり、地域の緑の拠点を形成しています。これらについて、市民団体・NPOなどの緑に係る市民活動と共創しながら、保全を図ります。

また、保存樹木、屋敷林は、市街地の潤いある景観創出に資する民有地の緑であることから、これらの継続的な保全を図ります。また、新たな保存樹木の指定や、屋敷林を保全する市民緑地の指定などを推進します。



⑥公園・緑地・街路樹などの管理

⑥—1 公園緑地などの適切な管理

都市公園や児童遊園など身近な公園緑地や、その他公共施設における緑の空間について、適正な管理を行います。市内には、昭和 31 年(1956 年)開設の鶴城公園、昭和 41 年(1966 年)開設の桜町公園など、開設後 50～60 年を経過している公園施設があり、公園利用者の安全確保を図るため、遊具、トイレ、ベンチ、樹木などについて、定期的な施設点検を実施し、必要に応じて公園施設の長寿命化対策や更新を進めます。

また、P-PFI 制度や指定管理者制度、アダプトプログラムなどの活用により、民間事業者と連携していくことで、施設管理の効率化を図ります。

⑥—2 街路樹・植栽の適切な管理

街路樹・植栽については、道路の安全面に支障をきたさないよう適正な維持管理を行います。定期的な点検などを行い、大径木化や老齢化に伴う倒木や、道路施設の機能に影響を及ぼすと考えられる場合は、対応を検討します。

【 対応の方針 】

以下の3つのフローについて、対応の考え方を定めます。

フロー	考え方
① 優先対応箇所の選定	● 道路パトロールや市民からの通報などにより、倒木などのリスクや道路空間の安全確保の点で懸念される街路樹・植栽を選定します。
② 処置方針の決定	● 街路樹・植栽の各々の状態を踏まえて、剪定や撤去などの処置の方針を決定します。必要に応じて、樹木医などの専門家の助言のもとで行います。
③ 再生方針の検討	● 道路構造や周辺環境などを踏まえ、将来樹形を想定した上で、樹種ごとに再生に向けた目標を設定します。 ● 街路樹の既存ストックを踏まえながら、必要に応じて樹種の変更、間引きなども検討していきます。

⑦生態系の保全・再生

⑦—1 関係機関と連携した生態系の保全・再生

本市には、三河湾国定公園をはじめとする良好な漁場や野鳥の飛来地、固有の生態系を形成する島しょや干潟、海岸、山林などの貴重な自然環境があります。これらの自然について、あいち生物多様性戦略 2030 令和3年(2021年)や西尾市生物多様性地域戦略令和4年(2022年)と連携し、動植物の生息・生育状況の把握や地域固有の動植物の生息・生育環境の保全、外来種に対する正しい知識の啓発などを推進します。

河川・水路については、グリーンインフラの視点から、多自然川づくりとして、河川全体の自然の営みを視野に入れ、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出します。また、市域東部においては、里山の保全、ため池の多面的機能の回復、ビオトープづくりに努めます。

これらの生態系の保全・再生の取組は、西三河南部生態系ネットワーク協議会や、学校教育と連携しながら推進します。

⑧—1 アダプトプログラムの活用推進

※本市では、平成 18 年(2006 年)より、アダプトプログラム「まちの美化活動し隊」事業実施要綱を施行しています。この要綱は、身近な公共空間である道路、公園、河川などの公共施設の美化及び清掃について、環境美化に対する市民意識の高揚を図るとともに、市民との共創による健康で快適なまちづくりを推進するものであり、今後も積極的に推進していきます。

⑧—2 農地の担い手確保に向けた支援

高齢化などで労働力不足に悩む農業者の支援のほか、農業者と市民などとのふれあいによる交流を目的とし、援農ボランティア制度の導入や、農福連携を検討します。市街化区域の貴重な農地については、都市農地貸借法に基づく各種制度などについて周知し、農地を貸してもいい人、借りたい人のマッチングを促進していきます。

(2) 緑を「つくる」ための施策

緑を「つくる」ための施策一覧

① 水と緑の ネットワークづくり

①—1 街路樹や公共施設による
緑のネットワークづくり

①—2 多自然川づくりによる
河川生態系ネットワークの創出

①—3 農地生態系ネットワークの創出

①—4 市民同士のネットワーク形成や
団体間のネットワークの形成支援

② 公園・緑地・街路樹など の整備

②—1 身近な都市公園の不足地域への
計画的な公園の整備・誘導

②—2 ニーズに応じた公園の整備・再整備

②—3 郊外における大規模公園の整備

②—4 街路樹の整備

③ その他公有地の緑化

③—1 公共施設の緑化推進

④ 民有地の緑化

④—1 住宅地における緑化促進

④—2 民間企業における
緑化や環境貢献活動の取組促進

⑤ 緑を生かした 良好な景観の形成

⑤—1 主要公共交通施設周辺の緑化

⑤—2 街路樹による景観軸の形成

⑤—3 親水空間の形成

①水と緑のネットワークづくり

①—1 街路樹や公共施設による緑のネットワークづくり

西尾公園などの都市公園や、小中学校などの公共施設緑地は、市街地内に点在しているまとまった緑であり、法的に担保されたものです。これらの点在する緑について、街路樹植栽や河川緑地などにより、有機的につなげていくことで、緑の機能の向上を図ります。

①—2 多自然川づくりによる河川生態系ネットワークの創出

河川空間は、水辺の生き物が広域的に移動する空間であり、生態系を守り、豊かにする上で重要な場所です。河川の整備にあたっては、グリーンインフラの視点から、瀬と淵、ワンド、河畔林等の現存する環境資源をできるだけ保全するなど、防災機能との調整を図りながら多自然川づくり※を促進します。

多自然川づくりのイメージ

多自然川づくりとは…

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。

国土交通省「多自然川づくり基本指針」

多自然川づくりの例（二の沢川）



①—3 農地生態系ネットワークの創出

農地は減少傾向にあり、開発による生物の生息空間の縮小と孤立が懸念されています。産業との両立を図りながら、農業振興地域農用地と生産緑地地区・特定生産緑地地区の保全を図るとともに、身近な自然や緑の保全、市域東部の里山の保全、河川・水路の水辺の保全、ため池の多面的機能の回復、ビオトープづくりなどにより、農地生態系ネットワークの創出を図ります。

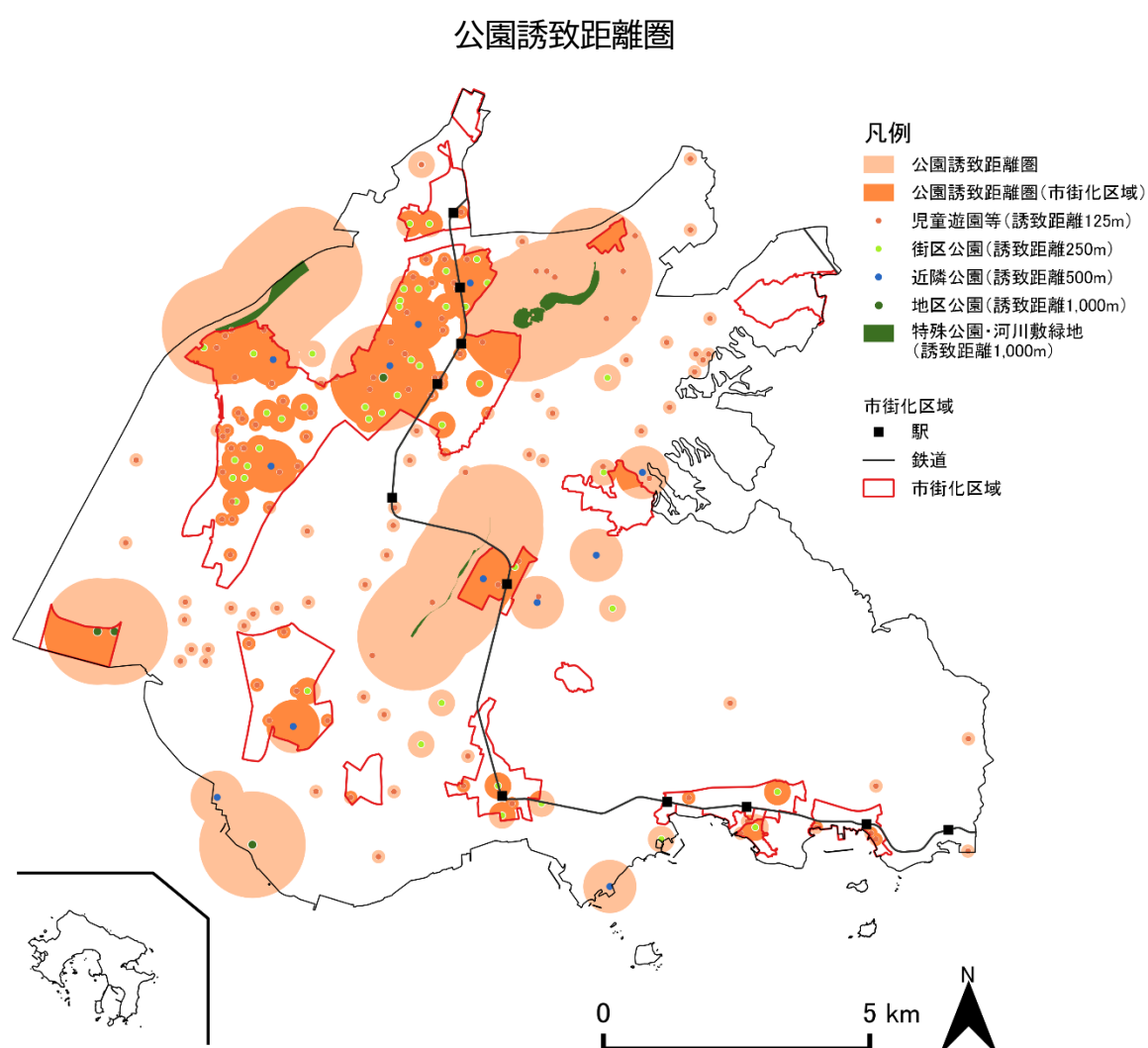
①—4 市民同士のネットワーク形成や団体間のネットワークの形成支援

市民による緑のまちづくりは、市民同士の交流によるコミュニティ形成の役割も備えています。緑化を通じた地域活動は、日常的なコミュニケーションや困りごとに対する助け合い、災害時の自助・共助にもつながるきっかけにもなると考えられます。こうした水と緑をテーマにした人の輪のネットワーク形成に向け、支援していきます。

②公園・緑地・街路樹などの整備

②—1 身近な都市公園の不足地域への計画的な公園の整備・誘導

本市の市民一人当たりの都市公園面積は 5.08 m²/人、市街化区域における公園誘致距離圏カバー率は 51.5%(令和3年(2021 年)3月 31 日現在)となっており、まだ十分ではありません。未開設の都市計画公園の整備の推進や、身近な公園不足地域について、まちづくり事業と連携しながら整備を推進します。また、借地公園の活用により、必要な公園を整備・誘導していきます。



公園緑地課

②—2 既存公園の再編・老朽化対策やニーズに応じた公園の整備・再整備

本市の公園の中には、開設から 50～60 年を経過し、老朽化しているものもあります。一方で、市民の高齢化に伴い、公園施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの必要性が高まっています。また、近年は SDGs の理念のもと、誰でも使いやすい遊具・施設などを備えた公園の考え方も普及しています。公園の更新に際しては、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮するものとなります。

公園の整備や再整備においては、上記のような多様化するニーズに応じるため、地域住民とともにワークショップなどによって計画を作成します。ワークショップによる公園づくりは、公園に対する愛着がわき、市民共創の管理につながります。今後も新規に整備する公園や更新する公園については、ワークショップによる公園づくりを進めます。

また、公園については全体的な配置を踏まえながら、機能の偏りや不足の解消に努めます。具体的には、公園の整備・再整備における機能配置の検討に際して、周辺公園の状況を踏まえながら、機能転換や集約なども含めた検討を行います。

市民とともに整備計画を作成する際のワーキング（西山公園）



②—3 郊外における大規模公園の整備

親子で楽しめる公園整備事業は、人が緑とふれあい、緑豊かな自然を楽しむ憩いの場という位置づけで、八ツ面山公園と古川緑地を一体利用する公園整備事業です。整備済みであるバーベキュー場などの施設や、道の駅との連携を図り、基本計画のコンセプトや整備方針を踏まえ、八ツ面山の地形や自然特性を生かした整備を進めます。

②—4 街路樹の整備

街路樹は、樹冠被覆による緑陰効果などでヒートアイランド抑制機能があり、重要なグリーンインフラの一つです。街路樹の整備にあたっては、樹木が健全に育ち、多面的な機能を発揮するために、樹種の特性を十分に理解し、地域の特性や市民の要望に見合った適切な樹種選択を行います。また、アダプトプログラムなど市民共創による街路樹・植栽周辺の維持管理を推進するとともに、適正な維持管理により良好な街路景観の創出を図ります。



③その他公有地の緑化

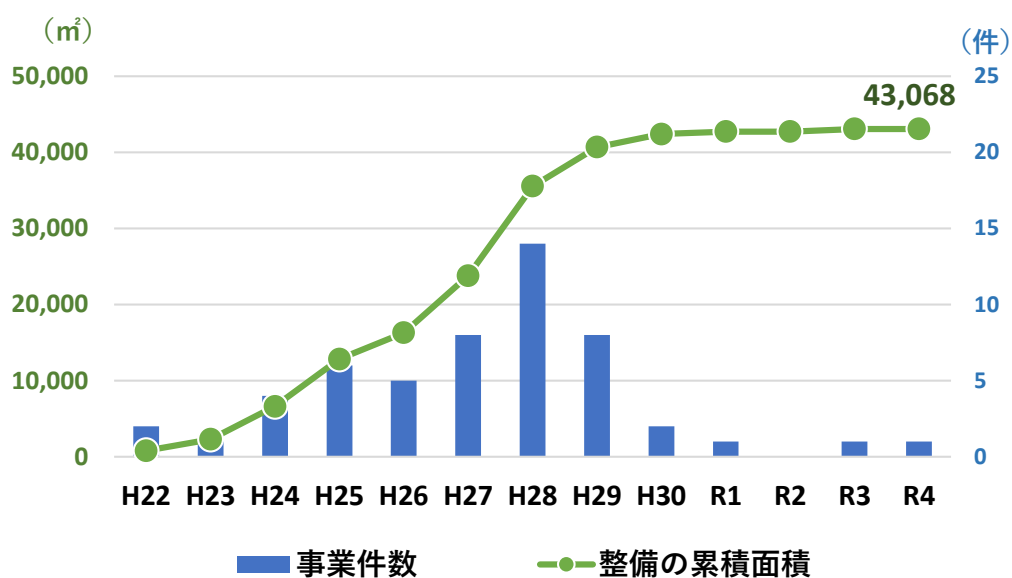
③—1 公共施設の緑化推進

市役所や各支所、学校、図書館などをはじめとした公共施設については、その施設や敷地条件を踏まえた上で、芝生や壁面緑化、屋上緑化などの整備を推進します。多くの人が訪れる公共施設の緑化を推進することで、市街地において、視界に入りやすい緑の量を増やします。

園庭の芝生化（横須賀保育園）



市内の小中学校・幼稚園・保育園の芝生化の取組状況



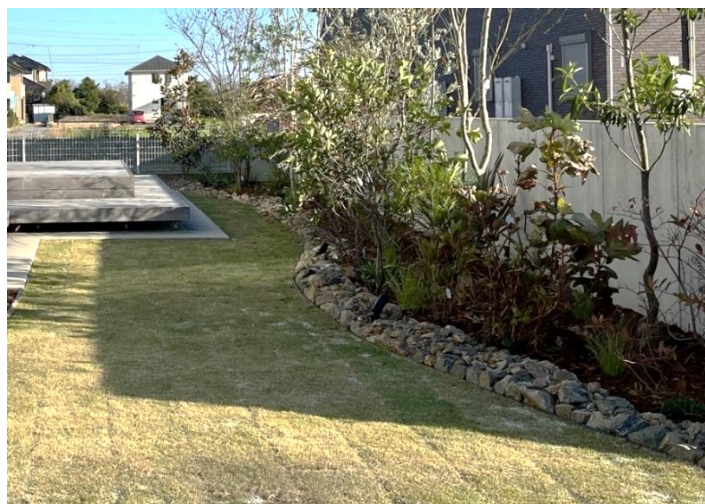
④民有地の緑化

④—1 住宅地における緑化促進

住宅地については、緑地の整備や生垣・植栽などの設置について支援し、緑化を推進します。また、建築開発事業等指導要綱により民間開発時における緑化を促進しつつ、行政などが設置管理主体となる市民緑地契約制度や、民間が設置管理主体となる市民緑地認定制度の活用、補助制度である愛知県「あいち森と緑づくり都市緑化推進事業」などの活用により、既成住宅地における緑化を推進します。

合わせて、壁面緑化などを顕彰する緑のカーテンコンテストを継続するといった普及啓発に努め、市民の緑化の意欲向上を支えます。

緑の街並み推進事業



④—2 民間企業における緑化や環境貢献活動の取組促進

工場立地法に基づき、敷地面積 9,000 m²以上又は建築面積 3,000 m²以上の特定工場については、緑地基準を定め、必要な緑化を誘導します。

合わせて、壁面緑化などを顕彰する緑のカーテンコンテストを継続するといった普及啓発に努め、企業の緑化の意欲向上を支えます。

工場立地法に基づく緑化基準

緑地面積率及び 環境施設面積率 (原則)	敷地面積に対する緑地面積及び環境施設面積の割合 緑地面積率 20%以上 環境施設面積率 25%以上																
緑地面積率等の 緩和	下表の区域では、「西尾市工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則を定める条例」及び「西尾市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例」により、緑地面積率等の下限を下表のように緩和。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th><th>緑地面積率</th><th>環境施設面積率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>準工業地域</td><td>10%以上</td><td>15%以上</td></tr> <tr> <td>工業及び工業専用地域</td><td>5%以上</td><td>10%以上</td></tr> <tr> <td>衣浦 14 号地</td><td>5%以上</td><td>5%以上</td></tr> <tr> <td>地区計画区域</td><td>5%以上</td><td>10%以上</td></tr> </tbody> </table>		区域	緑地面積率	環境施設面積率	準工業地域	10%以上	15%以上	工業及び工業専用地域	5%以上	10%以上	衣浦 14 号地	5%以上	5%以上	地区計画区域	5%以上	10%以上
区域	緑地面積率	環境施設面積率															
準工業地域	10%以上	15%以上															
工業及び工業専用地域	5%以上	10%以上															
衣浦 14 号地	5%以上	5%以上															
地区計画区域	5%以上	10%以上															

⑤緑を活かした良好な景観の形成

⑤—1 主要公共交通施設周辺の緑化

西尾駅をはじめとした各駅周辺は市の玄関口となり、市役所や各支所周辺の市街地の中心部には、多くの市民や来訪者が訪れます。このため、観光の起点となる都市景観上重要な駅、渡船場、公共施設における壁面・屋上緑化などによる良好な都市景観の創出を図り、市民とともに観光客を迎え入れる「おもてなしの緑」を育てます。

交通結節点の緑化（西尾駅）



⑤—2 街路樹による景観軸の形成

新たに整備する街路樹については、植栽する箇所ごとに、場所性に応じた適切な機能を有する樹種を選定し、整備します。本市や旧町での象徴となる樹種や、空間的な連続性の視点、生態系や道路及び周辺環境などに配慮しながら、適切な樹種により統一感のある街路樹の景観軸を形成します。

⑤—3 親水空間の形成

水辺周辺について、親しみのある景観形成を図ります。矢作川では、堤防天端は桜並木の遊歩道、高水敷は親水空間として一体的な水と緑のオープンスペースを整備されており、その活用を推進します。また、二の沢川の歴史公園周辺は、水辺プラザ事業により、生物多様性に配慮した構造の河川整備と親水空間の整備を推進し、市民共創によって川沿いの遊歩道の良好な景観を創出します。

(3) 緑を「活かす」ための施策

緑を「活かす」ための施策一覧

① 公共空間の 緑の多面的機能の活用

①—1 環境学習活動での活用

①—2 防災活動での活用

①—3 地域と共創での
パークマネジメントの促進

①—4 オープンスペースの活用促進

② 農地・里山などの活用促進

②—1 市民農園の整備、
学校農園としての活用

②—2 遊休地化した農地の活用

②—3 地域性を象徴する農業景観の活用

②—4 里山の活用方策の検討

③ 特徴ある 自然を生かした観光地形成

③—1 眺望点における良好な景観スポットの整備

③—2 地場産業を活用した緑づくりの推進

①公共空間の緑の多面的機能の活用

①—1 環境学習活動での活用

西尾いきものふれあいの里は、身近な里山の自然にふれることができる場として、ネイチャーセンターやビオトープガーデン、自然観察路、トンボの里、チョウの小径などが整備されており、観察会や体験学習会など環境学習活動が実施されています。平原ゲンジボタルの里も同様に、ホタル祭りを開催するなど、人々が自然に親しめる場の提供を図っていきます。なお、同施設については木製構造物の劣化が進んでおり、施設の安全を確保できないことから、エリアの見直しを含め検討します。

また、佐久島では、大島公園を環境学習の場として安全に学習できるよう整備を図ります。

ハツ面山公園周辺では、地域住民や企業による間伐や植樹活動、地元小学校による総合学習が行われています。

今後も、このような自然とのふれあいの場の創出を図ります。

①—2 防災活動での活用

市内では、愛知こどもの国が地域防災活動拠点に、西尾公園総合グラウンド・一色海浜公園・横須賀公園・緑ヶ崎野球場が地区防災活動拠点に指定されており、防災活動拠点として必要な機能を引き続き維持します。

身近な公園緑地は、災害時の一時的な避難場所となり、平常時には、地域の避難訓練の場としての活用を図ります。都市計画道路における緑化を引き続き推進し、安全な避難空間の確保に努めます。

①—3 地域と共創でのパークマネジメントの促進

地域主体による公園の維持管理・利活用を促進します。地域の自主的な公園の維持管理活動に加え、各地域のニーズに応じて自主的に公園のルールをつくることを認め、公園緑地における管理・活用について、地域移行を図ります。具体的な取組の要望が挙げられた地域・公園については、市民・地域とともに協議・検討しながら、共創での維持管理及び活用の取組を推進します。

①—4 オープンスペースの活用促進

西尾駅周辺の駅前広場など、大規模なオープンスペースは、多くの市民や観光客が訪れる場所です。こうした立地特性を持つ大きな緑について、市民や事業者と連携しながらイベントを積極的に展開し、まちのにぎわい創出を図ります。とくに中心市街地である西尾駅周辺においては、まちなかにおけるにぎわい創出を図る事業者や各種団体を「まちなかにぎわいパートナー」として登録する制度の活用を推進し、市民や事業者、団体の積極的なオープンスペースの活用を促進します。

②農地・里山などの活用促進

②—1 市民農園の整備、学校農園としての活用

市民農園については、農地の保全、高齢者などの余暇活用、農作業を通じた安らぎ、癒しの効果や健康増進効果など、様々な効能があることから、今後も市民農園の活用を図ります。

■西尾市の市民農園

市が開設	善明市民農園	47 区画（1 区画 30 m ² ）
	丁田市民農園	18 区画（1 区画 30 m ² ）
NPO が開設	寄近楽農園	30 区画（1 区画 18 m ² ）

②—2 遊休地化した農地の活用

本市は、食糧・農業と健康を守る西尾の会と協力し、環境保全型農業の推進に取り組みます。具体的には、地域の景観形成に寄与しつつ、資源循環が可能なバイオマス資源である菜の花の作付や、搾油などの活動を支援することで、持続的に発展可能な循環型社会の形成を推進しています。

②—3 地域性を象徴する農業景観の活用

本市は日本有数の抹茶の生産地であり、その茶畑を背景とした稻荷山茶園公園を景観スポットとして、維持管理していきます。また、バラをはじめとした花き作物の景観についても発信し、交流人口の拡大や、観光面での活用を図ります。

②—4 里山の活用方策の検討

里山は生活様式の変化に伴い、人間社会において里山への需要は大きく減りましたが、現在も生物多様性の保全や景観形成などにおいて、重要な役割を担っています。里山の荒廃を防ぐために、里山所有者をはじめとする市民や地域、企業などとの共創により、資源活用の視点から、間伐や竹林整備・活用などを進めていく方策を検討し、循環型社会の再構築を図ります。

③特徴ある自然を活かした観光地形成

③—1 眺望点における良好な景観スポットの整備

市域東部に広がる丘陵地の展望スペースや愛知こどもの国、ハツ面山公園、三ヶ根山は優れた眺望点となっており、周辺の緑の維持管理と視界の確保を図ります。みどり川や一色排水路は、桜のスポットとして良好な景観を有しており、景観の保全を図ります。

③—2 地場産業を活用した緑づくりの推進

本市は日本で有数の花き生産地であり、観葉植物、バラ、洋ラン、カーネーション、キク、洋花、鉢花、和物の8種類の代表的なものがあります。

住宅や事務所・工場などの道路側の窓辺や庭、空地を中心に、地場産業のバラやカーネーションなどを植栽し、「憩の農園」など既存の観光資源と一体となって、地域全体がおもてなしの場となるように努めます。

(4)緑を「伝える」ための施策

緑を「伝える」ための施策一覧

① 緑のまちづくりに対する意識啓発などの取組

①—1 緑化イベントの
継続的な開催と新規開拓

①—2 ICT の活用

①—3 学校現場での緑のまちづくりの推進

①—4 市民共創での環境学習活動実施や
学校での環境学習プログラムの推進

①—5 食育啓発による地産地消の推進

② 緑のまちづくりを進める手法の周知

②—1 市民の緑化技術の向上に向けた支援

②—2 緑化支援に関する制度などの
活用についての啓発

①緑のまちづくりに対する意識啓発などの取組

①—1 緑化イベントの継続的な開催と新規開拓

市民と行政の共創により緑化イベントを開催し、緑のまちづくりの重要性や成果を PR する場をつくれます。緑化イベントは、以下のように各種開催されており、これらの維持と充実、新規緑化イベントの開拓を図ります。

【春の西尾バラ展（道の駅にしお岡ノ山）】

毎年、西尾バラ会と西尾市観光協会の主催による「春の西尾バラ展」が開催されており、バラの品評会や品種展示、バラの苗木・切り花の即売、バラの相談会などが行われます。



【西尾市憩の農園】

西尾市憩の農園では、春の植木祭りなど様々な緑化イベントが開催されています。



【西尾市抹茶街道ウォーキング】

稻荷山茶園公園周辺では「西尾市抹茶街道ウォーキング」というイベントが開催され、お茶摘み体験や野点、工場見学などが行われています。



①—2 ICT の活用

豊かな自然環境や歴史環境を有する本市の魅力を、市民のみならず、県民など広域的な人々に楽しんでもらえるよう、緑に関するイベントやレクリエーションを実施します。その周知にあたっては、市のホームページや SNS などを活用し、情報発信を充実します。

また、インフラ全般に対する機能とも合わせて、市民が危険箇所や修繕すべき箇所を知らせることができたり、緑に関するイベント情報などを受け取ったりすることができるアプリなどのツールの活用を検討します。

①—3 学校現場での緑のまちづくりの推進

本市では、保育園・幼稚園園庭芝生化事業により、園児達が裸足で走り回ることのできる快適で安全な保育環境の実現を図るとともに、砂塵の飛散防止・夏季の気温上昇防止・園庭の排水性及び景観の向上などに資するものとして、環境に優しい保育施設の整備を目指しており、その継続を図ります。

また、小学校の一部においても、校庭の芝生化が行われているほか、花壇づくりやその維持管理が行われており、都市環境や景観の向上に資するこれらの活動の継続と充実を図ります。愛知県の野生生物保護モデル校である室場小学校では、地域と連携したまちづくり活動や、生物調査などを実施します。野生生物保護モデル校のように、教育現場において緑と親しむ機会をつくることで、緑のまちづくりに対する意識の高い市民の育成を図ります。

①—4 市民共創での環境学習活動実施や学校での環境学習プログラムの推進

環境学習の拠点である「西尾いきものふれあいの里」では、里山散策、稲作体験、水辺観察、きのこ観察、親子観察会、竹林整備などが行われています。また、干潟・浅場や藻場を守ることへの理解を深めてもらうため、西三河南部生態系ネットワーク協議会が中心となり、環境学習を兼ねた保全活動体験を行っています。このような官民が連携した環境学習活動を推進します。

また、第2次西尾市環境基本計画と連携し、環境教育リーダーの養成や、学校教育における ESD の視点導入など、行政主導による人材育成を推進します。

①—5 食育啓発による地産地消の推進

本市は、抹茶やウナギは全国有数の生産量を誇り、地域ブランドとして確立されているほか、米・麦のほか豚肉、イチゴやキュウリなどの農畜産物が生産され、のり、アサリをはじめとする多種にわたる魚介類が水揚げされるなど、豊富な地域食材を有したまちです。

これらの資源は、市の緑の環境を基盤とするものであるため、第4次西尾市食育推進計画と連携し、学校給食をはじめとした地産地消を推進・啓発し、地場産業の振興を図ります。

②緑のまちづくりを進める手法の周知

②—1 市民の緑化技術の向上に向けた支援

西尾市生涯学習講座では、家庭菜園などにおける病害虫対策や剪定などの技術に関する講座が設けられているほか、「春の西尾バラ展」(道の駅開催)では、バラの育て方に関する相談会が開催されています。このような緑を育てる講習会などの継続と充実を図ります。

②—2 緑化支援に関する制度などの活用についての啓発

本市の緑化支援制度としては、平成4年(1992 年)3月から西尾市緑化推進基金を積み立て、西尾市緑化推進条例による保存樹木及び保存樹林の補助金交付要綱により、補助を行っています。

また、「あいち森と緑づくり都市緑化推進事業」に基づく間接補助事業として、西尾市都市緑化推進事業補助金交付要綱を定め、屋上緑化、壁面緑化、空地緑化、駐車場緑化、生垣設置、市民参加緑づくりへの補助を行っています。

こうした補助制度や、市民緑地認定制度や借地公園制度、緑地協定制制度など普及啓発に努め、民地の緑化に対する取組を、市全域でさらに推進していきます。

■緑化支援制度

名名称	概要	備考
西尾市緑化推進基金	平成4年(1992 年)3月から西尾市緑化推進基金を積み立て	—
西尾市緑化推進条例	保存樹木及び保存樹林の補助金交付要綱	保存樹木及び保存樹林の指定が必要
西尾市都市緑化推進事業補助金交付要綱	①緑の街並み推進事業 屋上緑化、壁面緑化、空地緑化、駐車場緑化、生垣設置 ②市民参加緑づくり事業 工事費、役務費、講師派遣費など	「あいち森と緑づくり都市緑化推進事業」に基づく間接補助事業
西尾市借地公園設置要綱	民間が無償で土地を貸与し、行政が公園を整備する場合、税制優遇措置	原則、市街化区域内に限られる
市民緑地契約制度	行政が土地の所有者と契約し、市民緑地を設置する場合、当該土地について税制優遇措置	都市計画区域内に限られる
市民緑地認定制度	民間が地域住民の利用に供する目的で緑地を設置・管理する場合、税制優遇措置	緑化地域又は緑化重点地区内に限られる 優遇措置は期間限定
緑地協定制制度	土地所有者などの合意によって、緑地の保全や緑化に関する協定を締結	協定締結後に土地の所有者となった場合も適用

